

ナラ等広葉樹の伐採・利用モデル構築事業（継続）

実施年度：R1～R2

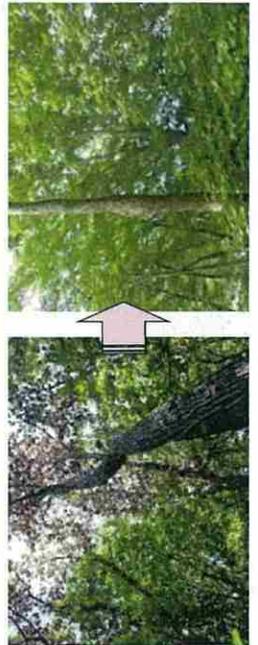
現状と課題

現状

- ナラ枯れ被害は、主にナラの高齢木や大径木に昆虫が侵入することにより発生し、本県の被害は、平成28年以降、深浦町内で広範囲に発生
- 令和元年シーズンの被害木は前年から6.4倍に増加し、今後の被害拡大や世界遺産白神山地周辺の自然環境への悪影響が懸念(30年:1,301本 → 元年:8,368本)
- 県では、上空や地上からの監視の徹底に努めるとともに、被害木は伐倒・くん蒸等により全量を処理
- 平成30年3月、県はナラ枯れ被害対策基本方針を改訂し、被害の未然防止に向けて、ナラ林を伐採利用していく方針を新たに追加

課題

- 森林の伐採更新を促進し、若返りを図ることによる被害を受けにくい森林づくり
- 伐採された木材を有効利用し、地域へ利益を還元



事業内容

様々な関係者が参画する推進協議会が母体となって、ナラ等の広葉樹林の伐採から利用に至る一連のモデルを実証・確立し、これを広く普及していくことによって、被害の予防対策を推進する。

1 推進体制の整備

- 推進協議会の開催
 - ・ 構成員：深浦町、県、国、研究機関、林業・木材関係者等
 - ・ 各種取組方針の検討

2 伐採の促進対策

- 活用可能な広葉樹の資源状況調査
 - ・ 伐採及び搬出可能なナラ等広葉樹の分布状況等を調査
- 森林所有者に対する伐採面積集約化の働きかけ
 - ・ 説明会や集落座談会の開催による同意取得
- 伐採・搬出作業の実施、伐採・育林マニュアルの作成
 - ・ 国の造林補助金を活用して「更新伐」の実施
 - ・ 作業データを収集・分析して、伐採・育林マニュアルを作成

3 木材の有効利用対策

- 付加価値の高い製品開発
- ・ 有効利用推進部会の開催
(構成員：アドバイザー、地元製材業者、木工業者)
- ・ 試作品の作成、展示会等への出品

事業効果

- 広葉樹の伐採・更新モデルの構築による森林整備の促進
- ナラをはじめとする広葉樹木材の高付加価値化



計画的な伐採で資源を有効利用し稼ぐ力がアップ！

《今後の方向性》

- 他市町村に対するモデルの普及による被害予防の徹底
- 新たな木工産業や地域ブランド、雇用の創出



青森県マツ類及びナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項

～松くい虫被害及びナラ枯れ被害の拡大を防ぐために～

青森県農林水産部林政課

青森県では、松くい虫被害並びにナラ枯れ被害が発生しています。

これらの被害は、マツノマダラカミキリやカシノナガキクイムシという媒介昆虫の移動に伴って被害が拡大することから、これらが付着した木材を移動させることや、生立木等の伐採・枝払い等の作業によって媒介昆虫を誘引する成分を揮発させる行為は、被害の更なる拡大につながります。

このため、本留意事項では、広く木材を扱う関係者の皆様が、マツやナラの木を伐採・移動・利用する際に守っていただきたい事項を定めたものですので、以下の事項を遵守頂くよう御協力願います。

○マツ類 … マツ科マツ属の樹種（アカマツ、クロマツ、ゴヨウマツ等）

○ナラ類 … ブナ科のうち、ブナ属を除く樹種（ミズナラ、コナラ、カシワ等）

留意事項の地域区分一覧

地域区分 留意事項	(A) 被害発生市町村	(B) 被害発生 隣接市町村	(C) A・B以外の 市町村
① 生立木等の伐採 (6月～9月)	× 行わないこと	× 行わないこと	△ 極力行わないこと
② 被害木等の市町村 外への移動	× 行わないこと	— 対象外	— 対象外
③ 被害木駆除 (10月～翌年5月)	○ 確実に駆除	— 対象外	— 対象外
④ 他県の被害地域 からの材の移動	× 行わないこと	× 行わないこと	× 行わないこと
⑤ 枯死木の情報提供	○ 速やかに連絡	○ 速やかに連絡	○ 速やかに連絡

A：深浦町、南部町※

B：鱒ヶ沢町、八戸市※、三戸町※、五戸町※、新郷村※

C：AとBを除く県内33市町村

※マツ類のみ対象

① 生立木等の伐採

6月～9月の間は、媒介昆虫が盛んに活動する期間であるため、この間に生立木等の伐採・枝払い等の作業をすることは被害を呼び込むことにつながります。

被害発生市町村と被害発生隣接市町村については、この期間における伐採は行わないでください。

また、その他の市町村においても極力伐採を行わないようにしてください。

・ただし、4月～5月の間に伐採する際は、林外に搬出し5月中に活用してください。

② 被害木等の市町村外への移動

被害発生市町村内の被害木（枯れた木、衰弱した木を含む）には、媒介昆虫や病原菌が潜んでいる可能性があり、移動先で木材から媒介昆虫が脱出し、新たな被害が発生することが懸念されるため、市町村外へ移動しないでください。

また、健全とみられる木であっても、同様の可能性があることから、極力市町村外へ移動しないでください。

・被害材を移動させることは、森林病虫害等防除法の違反行為にあたる可能性があります。

③ 被害木の駆除処理

被害木に潜んでいる媒介昆虫は、例年6月中旬頃から羽化・脱出し始めるため、原則として5月末までに駆除処理を行ってください。

・ただし、6月～9月の間でも、被害状況に応じて緊急的に駆除する場合があります。

④ 他県の被害地域からの材の移動

他県においても被害が発生しています。被害地域のマツやナラの木は、媒介昆虫や病原菌が潜んでいる可能性があり、移動先で媒介昆虫が脱出し、新たな被害が発生することが懸念されるため、持ち込まないでください。

⑤ 枯れた木に関する情報提供

枯れた木は、媒介昆虫や病原菌が潜んでいる可能性があります。発見した際には、県、各市町村、森林組合等へ連絡をお願いします。

本留意事項に関する問合せ

本留意事項について不明な点や、やむを得ず留意事項を遵守することが困難な場合等は、下記問合せ先までご相談ください。

問合せ窓口	電話番号	住所
青森県農林水産部林政課森林整備グループ	017-734-9513	青森市長島一丁目 1-1
東青地域県民局地域農林水産部林業振興課	017-734-9962	青森市長島二丁目 10-3
中南地域県民局地域農林水産部林業振興課	0172-33-3857	弘前市蔵主町 4
三八地域県民局地域農林水産部林業振興課	0178-23-3595	八戸市尻内町字鳴田 7
西北地域県民局地域農林水産部林業振興課	0173-72-6613	鱒ヶ沢町大字舞戸町 字鳴戸 384-37
上北地域県民局地域農林水産部林業振興課	0176-24-3379	十和田市西十二番町 20-12
下北地域県民局地域農林水産部林業振興課	0175-23-6855	むつ市中央一丁目 1-8

令和元年度の青森県内国有林における松くい虫被害の確認状況について

1 被害木調査

(1) 地上からの巡視による調査

8月から津軽森林管理署職員が地上からの巡視による松くい虫被害木調査を行いました。これまでに松くい虫被害は確認されていません。引き続き、調査を実施していきます。

(2) ヤニ打ち調査

令和元年度は風合瀬地区において460本、広戸地区において418本のアカマツについてヤニ打ち調査を実施しました。

調査の結果、ヤニが流れなかった異常木を風合瀬地区において8本、広戸地区において9本を発見しました。異常木17本については、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所東北支所において鑑定を行いました。松くい虫被害の原因であるマツノザイセンチュウは検出されませんでした。

【青森県内国有林の松くい虫被害】

(単位：本)

市町村	H28 シーズン	H29 シーズン	H30 シーズン	R1 シーズン	計
深浦町	2	1	0	0	3

※シーズン（7月1日～翌年6月30日）

2 今後の対応

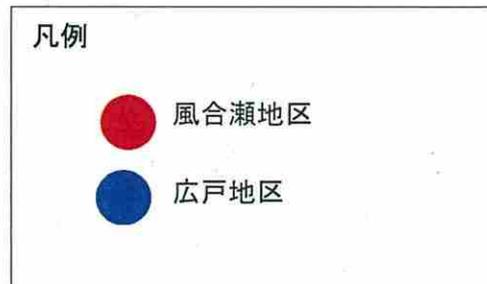
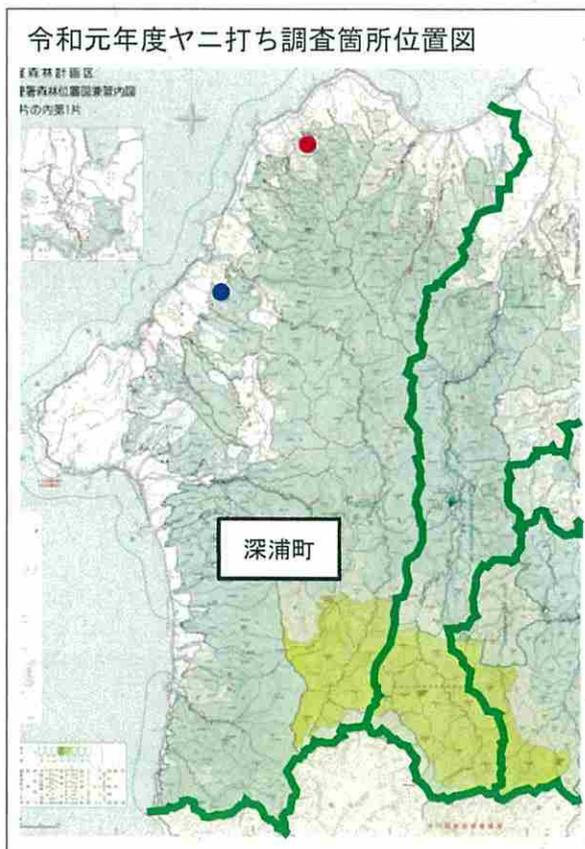
(1) 被害木等の処理

今回、ヤニ打ち調査で発見した異常木17本（アカマツ）は、マツノマダラカミキリ繁殖予防の観点から令和元年12月16日までに津軽森林管理署において駆除処理を完了しています。今後も引き続き、被害木の早期発見と処理に努め、被害の拡大防止を図ります。

(2) 監視等

職員による地上からの巡視に加え、ドローンを活用した調査及びヤニ打ち調査を実施します。

また、県及び管内市町村と被害情報及び駆除方針を共有するなど、周辺地域での被害木の早期発見に向け、連携して被害対策に取り組みます。



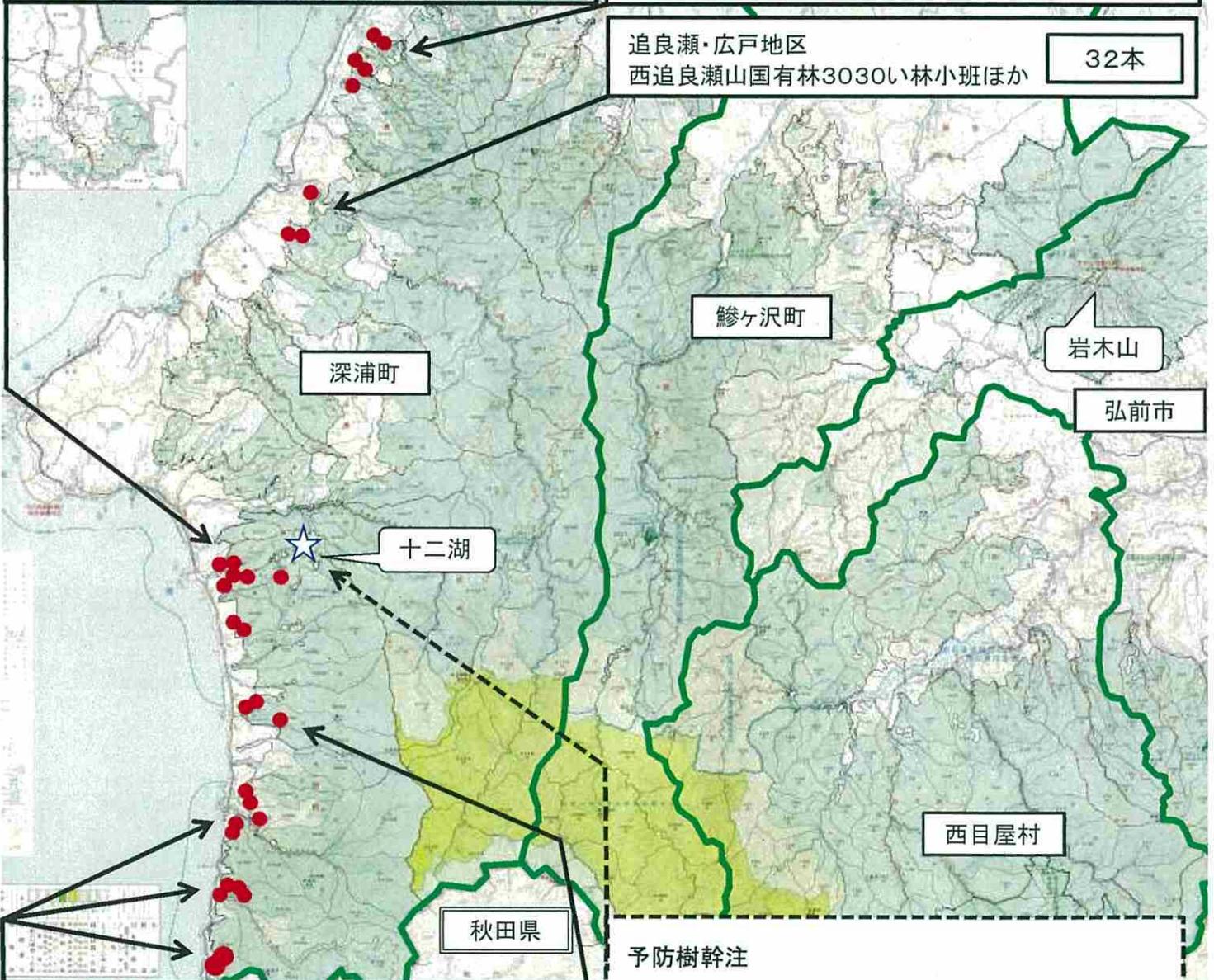
令和元年(2019年)に青森県内国有林で確認されたナラ枯れ被害位置図と取組実施箇所(R2.5.19時点)



被害数量と駆除処理

令和元シーズン	R2シーズン	前年度比	
		増減本数	本数比
1,108本	5,472本	4,364本	494%

○大間越地域と黒崎地域の一部を除く1,692本については、津軽森林管理署において駆除処理済



風合瀬・轟木地区
砂子川国有林3012ほ2林小班ほか 206本

追良瀬・広戸地区
西追良瀬山国有林3030い林小班ほか 32本

予防樹幹注
松神山国有林3082に1林班ほか

黒崎地区
黒崎山国有林3090い林小班ほか 670本

凡例

- 被害調査済み箇所
- 樹幹注入実施箇所